

# 居宅介護支援 重要事項説明書

株式会社 歩  
介護相談室 一步

# 居宅介護支援 重要事項説明書

令和 6 年 4 月 1 日現在

## 1 担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）

氏名	長嶋さと美
----	-------

## 2 事業者（法人）の概要

事業所（法人）名	株式会社 歩
所在地	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南 6-2-13
連絡先	0467-58-4448
代表者名	長嶋さと美

## 3 居宅介護支援事業所の概要

### （1）事業所の所在地等

事業所名	介護相談室 一歩
所在地	神奈川県茅ヶ崎市東海岸南 6-2-13
連絡先	0467-58-4448
事業所番号	1472402922
管理者名	長嶋さと美

### （2）営業日及び営業時間

営業日	月から木・土
営業時間	9:00～17:00

※金日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）は休み

### （3）職員体制

従業者の職種	人數	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	1	兼務
介護支援専門員	1		
事務職員	0	0	

### （4）サービスを提供する実施地域

サービスを提供する実施地域	茅ヶ崎市
---------------	------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

#### 4 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	※株式会社 歩が開設する 介護相談室 一歩（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態にある高齢者に対し意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	<p>※指定居宅介護支援においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう配慮したものとする。</p> <p>2 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、中立公正な立場でサービスを調整する。</p> <p>4 事業にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じる。</p> <p>6 事業所は指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。</p> <p>7 前6項のほか、「茅ヶ崎市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

ハラスメントの防止について厚生労働省が発表している「介護現場におけるハラスメント対策」等に基づき、介護サービスを受けるご利用者やそのご家族等からの身体的 暴力、精神的暴力及びセクシュアルハラスメントの防止に努めるとともに、該当行為が継続的に行われ、かつ必要な措置を講じても改善が見られない場合には、この契約は終了するものとします。 以下にその具体例を挙げます。

##### 1) 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）

例：物を投げつける／叩く、蹴る／唾を吐く／書類を破る

##### 2) 精神的暴力（脅迫、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つける、精神的に追い詰める行為）

例：大声で怒鳴る／必要以上に長時間にわたり厳しい叱責を繰り返し行う／制度上認められていない、契約を行っていないサービスを要求する／「ほかのケアマネはやってくれた」等、他者を引き合いに出して強要する／介護支援専門員の個人情報について了承を得ずに他者に教える、無許可で写真撮影や録音等を行う／人格を否定するような発言をする／身体や性格の特徴をなじる

##### 3) セクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的 態度の要求、性的嫌がらせ行為）

例：サービス提供上の必要もなく手や腕を触る／握手した手を離さない／あから様に 性的な話をする／食事やデータに執拗に 誘う／訪問中にアダルトビデオを流す、わいせつな本を見るように置く

## 5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

### （1）居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などの情報を把握し、課題を分析します。 (介護支援専門員は初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは身分証明書を提示します)
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。(利用者や家族等と共に作成します)
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給付管理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

### （2）テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは以下のとおりです。

同意欄	説明
<input type="checkbox"/>	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
<input type="checkbox"/>	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
<input type="checkbox"/>	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
<input type="checkbox"/>	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
<input type="checkbox"/>	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
<input type="checkbox"/>	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
<input type="checkbox"/>	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

### (3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>救急車への同乗</li><li>入退院時手続きや生活用品調達等の支援</li><li>家事の代行業務</li><li>直接の身体介護</li><li>金銭管理 等</li></ul>
-----------------	---

## 6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付**により自己負担は発生しません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

### (1) 居宅介護支援費 (I) (地域区分 1単位: 10.70 円)

取扱い件数区分	料金(単位数)	
	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援 (i) ※介護支援専門員1人あたりの利用者45件未満	11,620円/月 (1,086単位)	12,208円/月 (1,411単位)
居宅介護支援 (ii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件未満	5,820円/月 (544単位)	7,532円/月 (704単位)
居宅介護支援 (iii) ※介護支援専門員1人あたりの利用者60件以上	3,488円/月 (326単位)	4,515円/月 (422単位)

### (2) 加算

加算名称	料金(単位数)	算定要件
初回加算	3,210円/月 (300単位)	<ul style="list-style-type: none"><li>新規に居宅サービス計画を作成する場合</li><li>要介護状態区分が2区分変更された場合</li></ul>

入院時情報連携加 (I)		2,675 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供了した場合
入院時情報連携加算 (II)		2,140 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供了した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	4,815 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービスを利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	連携 2回	6,420 円/回 (600 単位)	
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 1回	6,420 円/回 (600 単位)	
	連携 2回	7,490 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	9,630 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2,140 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めにより、職員とともに利用者宅を訪問し、カンファレンスを行い居宅サービスの調整を行った場合
通院時情報連携加算		535 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師と情報連携を行い、ケアマネジメントを行った場合
ターミナルケアマネジメント 加算		4,280 円/月 (400 単位)	① 24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備 ②利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した

		上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を行うこと ③訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供
特定事業所加算（I）	5,553円/月 (519単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサービス提供に関する定期的な会議を実施しているなど、当事業者が厚生労働大臣の定める基準に適合する場合（1ヶ月につき）
特定事業所加算（II）	4,504円/月 (421単位)	
特定事業所加算（III）	3,456円/月 (323単位)	
特定事業所加算（A）	1,219円/月 (114単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の15%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合

### （3） 減算

減算名称	料金（単位数）	算定要件
運営基準減算	所定単位数の50%で算定	運営基準に沿った、適切な居宅介護支援が提供できていない場合

特定事業所集中減算	1月につき200単位を減算	正当な利用なく特定の事業所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合

#### (4) その他

交 通 費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解 約 料	解約料は一切かかりません。

### 7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員（ケアマネジャー）又は下記窓口までご連絡ください。

#### (1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	長嶋さと美
連絡先	0467-58-4448

#### (2) 他の相談窓口

茅ヶ崎市福祉部介護保険課 給付担当	0467-82-1111 (直通) 0467-81-7164 土日・祝祭日・年末年始を除く
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課介護苦情相談係	045-329-3447 土日・祝祭日・年末年始を除く

### 8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に文書で得ることとします。

### 9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス事業所等について、複数の事業所の紹介や、その選定理由について事業者に求めることができます。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

## 12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

虐待防止に関する担当者	長嶋さと美
-------------	-------

## 13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

## 14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者	長嶋さと美
--------------	-------

## 1.5 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 1.6 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日	年	月	日
-------------	---	---	---

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要事項の説明を行いました。

事業所（法人）名	株式会社 歩
代表者名	長嶋さと美
事業所名	介護相談室 一歩
説明者氏名	長嶋さと美

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、その内容を同意の上、本書面を受領しました。

利用者	住所	神奈川県茅ヶ崎市
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

(別途資料) 前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等

事業所が前 6 ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等は下記のとおりです。

(1) 集計期間

集計期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
------	-------------------------

(2) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

サービス種別	利用割合(%)
訪問介護	
通所介護	
地域密着通所介護	
福祉用具貸与	

(3) 前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

(4)

サービス利用	提供事業所名、割合(%)				
訪問介護					
通所介護					
地域密着通所介護					
福祉用具貸与					